

## 第 4 章 乗車券類の効力

### 第 1 節 通 則

#### 〔乗車券類の使用条件〕

- 第63条** 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1 券片をもって1 人が1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。但し、定期券については、その使用回数を制限しない。
- 2 列車指定券は、前項の規定のほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合に限りこれを使用することができる。
- 3 同一旅客が同一駅間に対して有効な2 枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1 枚のみを使用することができる。
- 4 前項の規定は、旅客が列車指定券を必要とする列車に乗車する場合においても準用する。
- 5 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には使用することができない。

〔効力の特例…規64〕

#### 〔効力の特例〕

**第64条** 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 使用者の資格を特定しない無記名式大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券類の表面に表示された発着駅間内の途中駅から乗車する場合。
- (3) 小児用の乗車券類は、その通用期間中に使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第63条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

〔不乗区間に対する取扱…規66、細66 通用期間…規69、細69、69の2 乗車券発着区間の部分的効力…鉄道運輸規程13〕

## 〔券面表示事項が不明となった乗車券類〕

**第65条** 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（列車指定券・定期券は、発売駅）に差し出して書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、且つ、旅客の申出その他の方法によりその不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。

〔券面表示事項が不明の乗車券類の無効…規78、79〕

## 〔自動改札機用券裏面の磁気表示が不明となった乗車券類〕

**第65条の2** 前条の規定は、自動改札機用の乗車券で、券裏面の磁気表示が不明となった場合にも準用する。

## 〔不乗車区間に対する取扱〕

**第66条** 旅客は、第64条の規定により乗車券類の券面に表示された発着駅間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗車区間については、乗車の請求をすることができない。

## 〔通用期間の起算日〕

第67条 乗車券類の通用開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

〔期間の計算方…規10〕

## 〔効力のない乗車券を使用しようとした場合の取扱方〕

第68条 旅客が当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

## 第 2 節 乗車券類の効力

## 〔通用期間〕

第69条 乗車券類の通用期間は、別に定める場合を除き、次の各号による。

## (1) 普通券

① 片道券 1日とする。

② 往復券 2日とする。

## (2) 定期券

① 通勤定期券 1箇月・3箇月又は6箇月とする。

② 通学定期券 1箇月・3箇月又は6箇月とする。

## (3) 回数券

① 回数券 発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

② 通学割引回数券 別に定める。

## (4) 団体券

その都度定める。

## (5) 貸切券

その都度定める。

## (6) 列車指定券

券面に指定された乗車日とする。

〔通用期間の起算日…規67 期間の計算方…規10〕

## 〔列車指定券の効力〕

**第70条** 列車指定券を所持する旅客は、その券面に指定された列車に限って乗車することができる。

## 〔列車指定券が無効になる場合〕

**第71条** 列車指定券は、次の各号に該当する場合、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明になった列車指定券を使用したとき。
- (2) 列車指定券を指定以外の列車に使用したとき。
- (3) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (4) 使用開始後の列車指定券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (5) 偽造した列車指定券を使用したとき。
- (6) その他列車指定券を不正乗車に使用したとき。

## 〔通用期間経過後の継続乗車の取扱方〕

**第72条** 乗車中に通用期間を経過した乗車券は、下車しないで、そのまま乗車（以下「継続乗車」という。）する場合に限り、その券面に表示された着駅までは、第63条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車接続のため待合せをさせるときは、指定した列車に乗継ぐ場合に限り、継続乗車をしているものとみなす。

## 〔途中下車〕

**第73条** 旅客は、旅行開始後、別に定める場合を除いて、次の各号に定める各駅に限り途中下車した後、再び列車に乗継いで旅行することができる。

## (1) 定期券

券面に表示された発着区間内の任意の駅。

## (2) 普通券・回数券・団体券・貸切券・列車指定券

途中下車することができない。

[途中下車できない駅に下車したとき…規76、77 無賃送還区間中の途中下車禁止…規134、141 運行不能の場合の他経路乗車取扱中の途中下車禁止…規135]

## 〔回数券の同時使用〕

**第74条** 回数券は同行する旅客のある場合には、未使用券片数に相当する人員分まで同時に使用することができる。

## 〔改氏名の場合の定期券の書替〕

**第75条** 定期券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを定期券発売駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

2 前項の書替を請求する場合、定期券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、別に定める公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

## 〔乗車券が前途無効となる場合〕

**第76条** 乗車券（往復券又は回数券については、その使用する券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。

- (2) 旅客が第157条第1項第1号・第158条又は第159条の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第41条の規定によって途中で下車させられたとき又は同法第42条によって車外に退去させられたとき。  
〔途中下車…規73 前途無効の特例…規77 持込禁制品を持込んだ場合…規157第1項第1号 持込禁制品を持込もうとした場合…規158 旅客運送の伴わない物品を持込んだ場合…規159 伝染病患者を国土交通大臣の定める規程によらず乗車せしめたとき…鉄道営業法41①列車内の旅客の乗用に供しない箇所に乗車し係員の制止をきかないとき、②禁煙箇所喫煙したとき、③車内で秩序を乱す行為をしたとき…鉄道営業法42〕

#### 〔前途無効となる乗車券類の特例〕

**第77条** 旅客が途中下車のできない駅に又は途中下車のできない乗車券で任意に下車した場合であつて、発駅と下車駅との間の普通旅客運賃を支払うときは、前条の規定にかかわらず、その乗車券類を有効として取扱うことができる。ただし、列車指定券は除く。

#### 〔定期券以外の乗車券類が無効となる場合〕

**第78条** 定期券以外の乗車券類は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券類を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券類を使用したとき。
- (3) 第22条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券類を使用したとき。

- (4) 券面表示事項（駅名日付印等及び自動改札機用乗車券の券裏面の磁気表示を含む。）をぬり消し、又は改変して使用したとき。
  - (5) 区間の連続していない2枚以上の普通券もしくは回数券又は普通券と回数券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (6) 旅行開始後の乗車券類を他人から譲り受けて使用したとき。
  - (7) 第81条の規定により旅行証明書等の携帯を必要とする乗車券類を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
  - (8) 係員の承諾を得ないで、乗車券類の券面に表示された駅間外の区間を乗車したとき。
  - (9) 大人が小児の乗車券類を使用したとき。但し、第64条第1項第3号に規定する場合を除く。
  - (10) 乗車券類をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
  - (11) 通用期間を経過した乗車券類を使用したとき。ただし、第72条に規定する場合を除く。
  - (12) その他乗車券類を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。
- [増運賃の収受…規115 証明書の確認…細94の4 未遂の場合の取扱い…規68 割引証と引換えに購入した割引の乗車券…規24 券面表示事項が不明となった乗車券に対する取扱方…規65、細65 自動改札機用券裏面の磁気表示が不明となった乗車券類に対する取扱方…規65の2、細65の2]

## 〔定期券が無効となる場合〕

第79条 定期券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年令・駅間又は通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項（自動改札機用定期券の券裏面の磁気表示を含む。）をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき。
- (6) 定期券の区間と連続していない普通券又は回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 通用期間開始前の定期券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 通用期間満了後の定期券をその期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期券を使用する旅客であって、第80条の規定によって証明書を携帯しなければならないものが、これを携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期券の券面に表示された駅間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他定期券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期券を使用して乗車した場合に準用する。

[増運賃の収受…規116 証明書の確認…細94の4 通学定期券の効力…規80、細80 券面表示事項が不明となった乗車券に対する取扱方…規65、細65 自動改札機用券裏面の磁気表示が不明となった乗車券類に対する取扱方…規65の2、細65の2 回収した定期券の返付…細97の2]



## 〔通学定期券の効力〕

第80条 通学定期券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

## (1) 一 般 用 表

6.0cm	契印	証 明 書		No. ....
	写 真	下記の者は、当校 の学生(生徒) であることを証明す る。	所 属 部(科)	学 年( 年度生)
		学 年 第	学 年( 年度生)	
		氏 名	( 才)	
		生年月日	年 月 日生	
		住 所	年 月 日発行	
	契印	発行者		
		所在地		
		学校名		
		代表者		代表者 職 印
		氏 名		
8.5cm				

## 裏

(注 意)
(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によつて乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

## (2) 通学定期券購入兼用

表

6cm	<b>契印</b> <b>証 明 書</b> No.....	年 月 日まで有効 通学区間 ・ 間 通学定期乗車券発行控																																				
	下記の者は、当校 <input type="checkbox"/> の学生（生徒） であることを証明す る。 <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center;">           写 真 <b>契印</b> </div>	所 属 部 (科) 学 年 第 学 年 ( 年度生 ) 氏 名 ( 才 ) 生 年 月 日 年 月 日 生 住 所 年 月 日 発 行 発 行 者 所 在 地 学 校 名 代 表 者 氏 名 <b>代 表 者 職 印</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発 行 年 月 日</th> <th>通 用 期 間</th> <th>発 行 駅</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発 行 年 月 日	通 用 期 間	発 行 駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月	
発 行 年 月 日	通 用 期 間	発 行 駅	記 事																																			
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
17cm																																						
裏																																						
通学定期乗車券発行控		(注 意)																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発 行 年 月 日</th> <th>通 用 期 間</th> <th>発 行 駅</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発 行 年 月 日	通 用 期 間	発 行 駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月			(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならぬ。 (2) 通学定期乗車券を購求するときは、定期乗車券購求申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。	
発 行 年 月 日	通 用 期 間	発 行 駅	記 事																																			
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					
	箇月																																					

- 備考 ①  内には、学校種別又は指定番号を表示する。
- ② この証明書に用いる写真は、証明書発行前6箇月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。
- ③ この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1箇月に限り、省略することができる。
- ④ 中学校第3学年以下（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の最終学年以下を含む。）の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- ⑤ 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- ⑥ 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては、発行控欄以外の記入事項は発行者において記入するものとする。

- 2 指定学校の代表者が発行した学生証で、前項の様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。
- 3 前各項の規定は通学割引回数券にも準用する。  
〔証明書を所持しない場合…規79 証明書の確認…細94の4 通学定期券発売のときの証明書の確認…細27の3〕

## 〔被救護者用割引乗車券の効力〕

- 第81条** 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。
- 2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
- 3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用往復券の往片は、第1項の規定による外、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

〔被救護者割引普通券の発売…規24〕

表		裏	
契印	No. _____	<u>注 意</u>	
<b>旅 行 証 明 書</b>			
下記の者は、当施設 _____ の被救護者で下記区間を旅行をすることを証明する。		(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。	
8.5cm	氏 名 _____ ( 才 )	(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。	
	付添人氏名 _____ ( 才 )	(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届出なければならない。	
	乗車船区間 _____ 駅から _____ 駅まで ( )	(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過した時は、直ちに発行者に返さなければならない。	
	_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行	(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。	
	発行者 所在地 施設名 施設代表者氏名	代表者 職 印	